

令和7年度 東京都板橋区立板橋第二中学校

学校危機管理マニュアル (震災編のみ抜粋)

本資料は、学校保健法第29条に基づき、板橋区立板橋第二中学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものととなります。板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

第4章 防災計画

第1節 予防対策

- 1 地震による災害を予防するために、以下の点検検査を実施する。
 - (1) 建物及び、建物に付随する工作物（スピーカー等）の倒壊、落下危険の有無
 - (2) 戸棚、ロッカー、昇降口の靴箱などの転倒防止の有無
 - (3) 高所に不安定な物品を置く場合の落下防止装置の確認
 - (4) 窓ガラスのひび割れ及び、「すのこ」の危険箇所の有無
 - (5) 理科室の実験用器具、薬品による災害を防止するための装置の適否
(例えば、強酸類は砂箱に、その他の引火性発火性薬品は転倒しないセパレート型の箱に入れてあるか)
 - (6) 理科室の化学消火器及び、乾燥砂の状況の適否
- 2 通学路の危険箇所の有無を調査する。

第2節 避難訓練の実施

- 1 様々な場面を想定（授業中・休み時間・水泳指導中）した避難訓練を実施する。
- 2 校外学習における避難訓練を実施する。

第3節 帰宅困難者対策

- 1 ラジオ等により、正しい情報を入手し、教職員・生徒等へ周知する。
- 2 教職員や生徒、教職員・生徒の家族の安否確認方法や連絡手段として、NTTの災害用伝言ダイヤル等を活用する。

第4節 周辺地域との協力体制

周辺事業所と協議し、震災時の応援体制について消火活動及び、救助・救護活動等に関する協力体制の確立を図るものとする。

第5節 地震後の安全措置

- 1 各火元責任者は、担当区域内の生徒の安全、教室内の窓と天井等の安全確認及び、火気 使用器具の異常の有無を点検する。（被害をもたらさない地震の場合においても同様とする）
- 2 地震後、校舎全般にわたり、建物、火気使用設備器具及び、消防用設備等について点検検査を実施、異常の有無を防火管理者に報告する。
- 3 防火管理者は、火気使用設備器具についての各報告に基づき、安全を確認した上で使用供給の開始を指示する。

第6節 震災に備えての準備品

- 1 震災に備え、防災備蓄倉庫内に保管する。

別紙1 参照

第7節 下校計画の作成

- 1 防火管理者は、各担当教師をして震災時に生徒を地域別に下校させる計画を作成し、帰宅経路等を明確にしておくものとする。
- 2 震度5弱以上の場合は、生徒は学校待機、保護者への引き渡しにより下校することを、日頃より保護者へ周知しておく。

第8節 避難場所の指定

- 1 避難場所及び、避難経路は次の通り、指定しておくものとする。

避難場所	名称及び、所在地・連絡先	集結場所
指定避難所 (第二次避難場所)	板橋第二中学校 板橋区幸町26-1 TEL 3956-8121	校庭中央(校舎の反対側)
避難場所(第三次避難場所)	都営幸町アパート一帯	

- 2 本校の避難所としての概要は、次の通りである。

- (1) 避難所長 高橋 洋
- (2) 収容可能人数 一時避難(校庭、体育館)…1800人 長期避難…400人
- (3) 施設・設備
 - ① 提供する施設

《一次開設》

○校庭 ※避難したら、建物の被災状況が確認できるまで校庭に待機する。

順番に受付し、体育館に誘導する。

○ランチルーム…本部、避難所班、町会防災、ボランティアなどに使用

○日本語教室、図書室、和室、第2音楽室、会議室2

《二次開設》

○校舎2階…9年A組～D組

○校舎3階…8年A組～C組、少人数教室、会議室1、第1音楽室、被服室

○校舎4階…7年A組～D組、視聴覚室、調理室

- ② 提供しない施設

校長室、職員室、事務室、印刷室、給食室、事務室、保健室(医療救護室として使用)

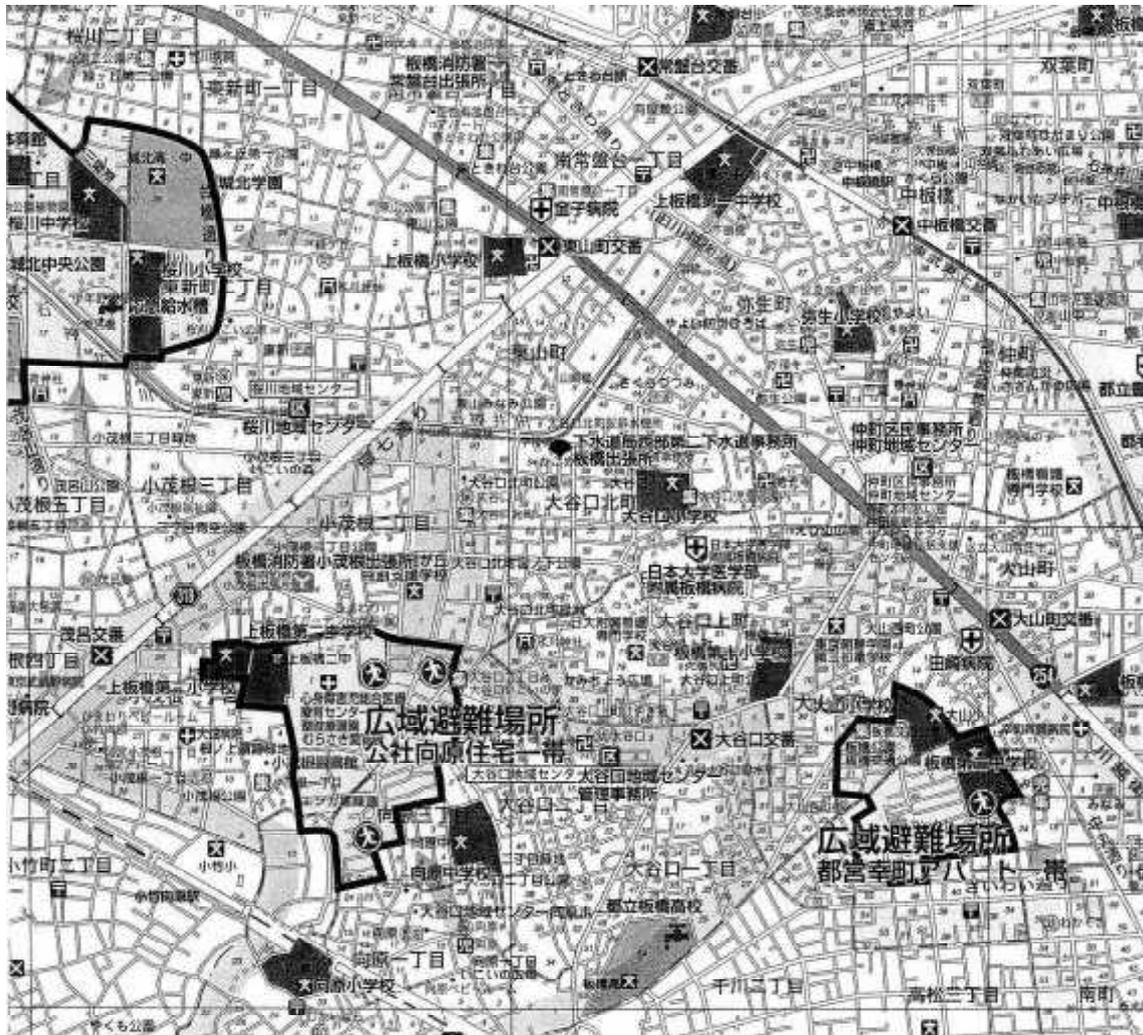
カウンセリングルーム、職員更衣室、放送室、PTA室、金工室、木工室、SU教室、多目的室、

日本語教室職員室、配膳室、倉庫、教材室、生徒更衣室、楽器室、進路指導室、第1・2理科室、美術室、生徒会室、教育相談室

- ③ 防災無線 職員室内
- ④ 防災備蓄倉庫 校庭

3 救急医療機関（連絡先）

- (1) 都立豊島病院 TEL 5375-1234
- (2) 日本大学医学部附属板橋病院 TEL 3972-8111
- (3) 田崎病院 TEL 3956-0864



第5章 災害応急計画

第1節 地震時の活動

1 地震時の活動は、次によるものとする。

(1) 授業中に地震が発生した場合の基本的行動

措置区分	学校長等の基本的行動	教師の基本的行動
第1次措置	○火気使用器具の始末をする共に、初動体制に必要な指示、命令を行う。	○地震発生と同時に、生徒を机の下などに身を隠させ、本部からの指示を待つ。 ○火気使用器具の始末をする。
第2次措置	○校舎及び、周囲の状況を確認し、避難開始の命令を校内放送及び、口頭で行う。	○教室内外の状況を確認し、避難の準備をする。 ○屋外へ避難命令を受けた場合は、生徒に防災措置をとらせ、避難通路に従い避難を開始する。
第3次措置	○避難終了の確認を行うと共に、第二次避難場所への動向を判断する。	○出席簿、生徒引渡しカードを携行し、校庭へ避難完了後、人員点呼を行い、異常の有無を本部へ報告する。

(2) 休憩中に地震が発生した場合の基本的行動

措置区分	学校長等の基本的行動	教師の基本的行動
第1次措置	○火気使用器具の始末を行うと共に、本部員以外の者は校庭及び、体育館等に急行し、生徒の安全処置を講じる。	○地震発生と同時に、教室に直行し、机の下に入るよう指示すると共に、出口を確保する。 ○火気使用器具の始末をする。
第2次措置	○本部員は全生徒及び、校舎の被害状況を把握すると共に、その状況に応じた必要な処置命令を行う。 ○本部員以外の者は状況により、生徒に教室に戻るよう指示する。	○地震終了後、混乱を鎮め人員を確認し、教室にいない生徒を調べる。 ○全生徒が教室に戻ったかどうか、また負傷者がいるかどうかを確認し、その処置を行う。 ○その後の行動について、本部からの指示を待つ。
第3次措置	○授業中に準じて行う。	○授業中の避難に準じて行う。

(3) 校外学習、移動教室、修学旅行中に地震が発生した場合の基本的行動

教師の基本的行動
○建物外側の壁の落下、ブロック塀や石垣の倒壊、道路の地割れを注意し、広い場所に移動し、児童・生徒に対しては、「安全で心配ない」ことを告げ、心の動揺を抑える。
○海岸にいる場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。
○山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。
○許可を得て、最寄りの学校や公共施設に避難する。
○人員の正確な把握に努め、安全な場所に避難した場合には、状況等を素早く学校に連絡する。 また、コースを変更する場合や通行止めによる渋滞等の場合など継続して学校に状況を連絡する。
○あらかじめ作成した非常の場合の行動計画に基づいた担当分担により、スムーズに落ち着いた対応ができるようにする。
○携帯電話や携帯ラジオ等で正確な情報の収集に努め、その後の行動について、手際よく判断し指示する。

(4) 放課後の部活動中に地震が発生した場合の基本的行動

教師の基本的行動
○発災時の第一行動は、廊下や階段にいるときは、その場で身をかがめ、落下物や倒壊物に注意しながら、放送や教職員による伝令等の指示を待つ。
○教職員の指示は、校舎内外全体にゆきわたり、かつ、的確な指示が出せるように停電等を配慮した指示の方法と、避難経路や避難場所、人員把握の方法を確認しておく。
○災害の状況を踏まえつつ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ避難する。
○休憩時間等の児童・生徒の状況は、個人もしくは小グループで校舎内外に散っている状況が多いことを想定し、個人的な行動様式や主体的な判断による行動もできるようにする。

(5) 通報連絡担当者は次のことを行う

- ① テレビ・ラジオ等により、情報の収集を行う。
- ② 混乱防止を図るため、必要な情報を教職員・生徒等に知らせる。

(6) その他

- ① 初期救助、初期救護活動は応急救護班を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。
- ② 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うと共に、地震時の被害状況により緊急を要する時は、救護所、医療機関に搬送する。

第2節 避難行動

1 避難行動は、次により行うものとする。

- (1) 生徒が机の下に身を防いだ時点で、通学バック及び、教科書等で防護処置をとらせ、避難行動を容易に行えるようにする。
- (2) 校舎外へ避難開始は周囲の状況によるが、原則として本部の命令により行うものとする。
- (3) 校舎外への避難方法は、校舎の一部倒壊等による出入り口の閉鎖及び、その他の危険性がある場合は、避難経路を即時に判断して行う。
- (4) 広域避難場所への避難開始は、公共機関の避難命令及び、校長の判断により避難を開始する。
- (5) 広域避難場所への避難は、ロープを使用し、隊形を組み、学級担任と担任以外の教師は隊列の左右に適宜に位置し、事故防止に努める。
- (6) 避難には車両等は使用せず、全員徒歩とする。
- (7) 広域避難場所への避難が完了した場合は、区教育委員会に連絡員を派遣する。
- (8) 安全防護担当は、避難通路に落下・倒壊した物品などで避難する上で支障となる物を除去する。

第3節 生徒の引渡し

- 1 震度5弱以上の場合、生徒は学校待機、保護者への引き渡しにより下校することを、日頃より保護者へ周知しておく。
- 2 学級担任は生徒を家族に引渡す場合は、原則として広域避難場所において引渡しカードにより確認し、必ずチェックしてから行うものとする。また、学級担任不在の場合は、学年主任がこれを代行する。
- 3 ホームページ、板橋区学校等緊急連絡メールシステムを通して、被害の状況を公表する。

第4節 周辺地域への協力

自衛消防隊長の指示により、周辺地域の消火活動、救助・救護活動を行う。

第6章 応急教育計画

第1節 応急教育

- 1 災害発生後、速やかに教育活動を再開するために、災害復旧時の態勢について定める。
 - (1) 学校長は所属教職員を掌握する。
 - (2) 教育活動再開のための施設設備の安全点検及び、整備を行う。
 - (3) 教職員は教育活動再開のため、できるだけ速やかに避難所運営を区職員に引継ぐ。
但し、避難所が開設されている間は、校長は引き続き避難所長の任にあたる。
 - (4) 教育活動再開に必要な教室を確保するため、可能な場合は避難者に一般教室から、体育館等に移動してもらう。
 - (5) 連絡網を確立し、伝達・指示事項を教職員、生徒に徹底する。
 - (6) 生徒の安否を確認し、生徒の避難先や被災状況をまとめた状況一覧表を作成する。
 - (7) 被災した生徒のうち、学校に収容する必要がある生徒については、学校に収容して指導する。
 - (8) 教科書・教材及び、学用品の給与の協力をする。
 - ① 給与対象者を把握する。
 - ② 給与対象者数を区教育委員会に報告する。
 - ③ 給与対象者への教科書・教材及び、学用品の配布を行う。
 - (9) 教育活動を再開する。
 - ① 生徒の登下校も含めた安全を確保する事に留意し、区教育委員会と連絡をとり教育活動を再開する。再開の時期については、速やかに保護者に連絡する。
 - ② 教育活動の実施にあたっては、安全教育及び、生活指導に配慮する。
 - ③ 避難者への生徒のボランティア活動等の協力について配慮する。
 - (10) 避難した生徒の実情を把握する。教職員の分担を決め、地域ごとに実情把握に努め、必要があれば避難先を訪問する。
 - (11) 学校施設が使用できない場合は、区教育委員会と連絡をとり、他の施設の確保に努める。
 - (12) 区教育委員会と緊密な連絡をとり、平常授業を再開する。再開の時期については、速やかに保護者に連絡する。